

関西労災職業病 1月号

(通巻80・81合併号)

関西労働者安全センター

1981.1.20発行

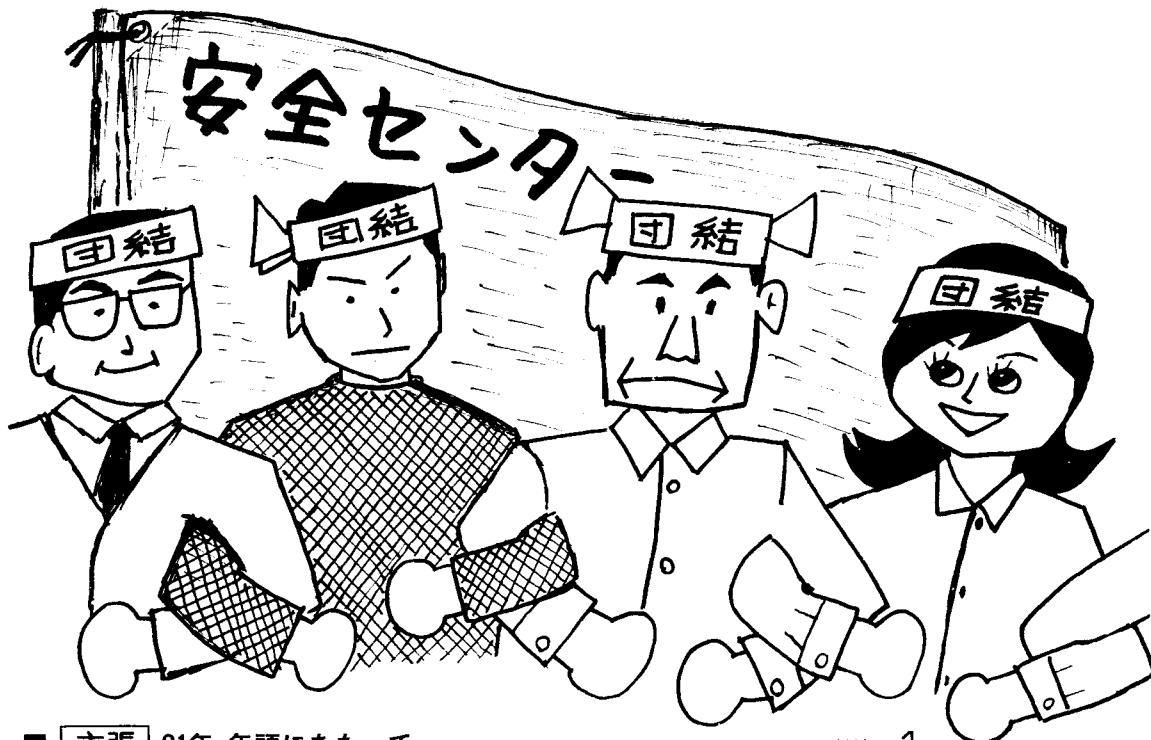
大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

特別価格

☎06-374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

200円



■ 主張 81年・年頭にあたって	1
—— 労災職業病闘争の前進で地域職場を労働者階級の真の拠点へ	
■ シリーズ／障壁を乗り越えて(その4) 南大阪労働者診療所	5
■ ニュースのうらがわ	9
命縮まるトラック労働者—過労運転・過積運転=根は独占企業	
■ 前線から(ニュース)	10
■ 第5回全国労災職業病中央研修会に参加して	15
■ アピール／岩佐訴訟を支援する会	17
■ 新連載／80年代医療の動向と我々の任務(第1回)	18
労災職業病研究会・松浦良和(医師)	
■ 聞いの中から／孫請労働者脳卒中死と労災闘争が教えたもの	23
全石油ゼネラル石油精製労組堺支部	
■ 年末カンバのお礼	24
■ 学習のページ／病気の原因と治療(その1)	26

松浦診療所医師 新井孝和

張

八一年年頭にあたって 労災職業病闘争の前進で 地域・職場を労働者階級の真の拠点へ

一、はじめに

がら、大きな幹へと成長するか否かは予断を許さない状況である。

八〇年の後半以降、金大中氏死刑阻止闘争が大衆的な盛り上がりを見せ、ベトナム反戦、七〇年安保以来の本格的な政治闘争が始まりつつある。八〇年六月総選挙に於ける自民党勝利を大きな境目として、防衛力増強、改憲論議と反動攻勢が激化する中で、労働者・市民がついに起ち上がり始めた。しかし、これらの運動はまだまだほんの芽を吹いた程度

である。関西労働者安全センターは七三年、労働運動の空洞化一労働組合の職場に於ける闘争力の低下、物取り主義的傾向の増大に反対してその産ぶ声を上げたが、それから八年

後の現在、その運動の要是明確にしぼられてきつつある。それは、労災職業病闘争を通じて資本から独立した労働運動強化のため、奮闘することである。また、この問題を運動の戦略として確立していくことが、今後の労災職業病闘争の課題でもある。

二、八〇年の運動をふり返って

●
労災保険法改悪阻止
の動き

八〇年の後半以降、金大中氏死刑阻止闘争が大衆的な盛り上がりを見せ、ベトナム反戦、七〇年安保以来の本格的な政治闘争が始まりつつある。八〇年六月総選挙に於ける自民党勝利を大きな境目として、防衛力増強、改憲論議と反動攻勢が激化する中で、労働者・市民がついに起ち上がり始めた。しかし、これらの運動はまだほんの芽を吹いた程度

である。労災職業病問題に対する資本側の基本的な対応は、労働安全衛生法と労災保険法の両体制である。前者は



資本による労働者管理のためのものであり、後者は資本一行政による被災者管理の制度である。

資本側は職場における闘いの押え

こみについては今のところ一定成功しているが、被災者の補償要求、職場復帰要求は年々強いものとなり、特に労災裁判や企業内上積補償闘争の前進は、労災保険が資本の安全弁としての役割を低下させることになつた。

八〇年初めに出された民事損害賠償と保険の「調整」と称する改悪労災保険法案は、まさに裁判闘争をつぶし、保険機能の回復をねらった、資本側からの一大攻勢であった。安全センターも、この改悪攻撃に対する闘いが、八〇年における最も重要な課題と位置付け、全精力を傾けて阻止闘争にとりこんできた。被災者

団体や労災訴訟原告団（労組）などいものであり、労働組合に対しても強い影響を与えた。

八〇年三月には、じん肺、せき損などの全国的な被災者団体の共闘組織である「労災保険法改悪に反対する全国緊急連絡会議」が発足し、これまで横の連絡をほとんど持てなかつた団体の共同闘争が実現した。ま

た、関西段階では労災関係のみならず、薬害・医療被害者団体も含めて

「関西緊急連絡会議」が発足し、広範な被災者団体の共闘をかちとることができる、四・二七、十一・一の二度に渡る関西集会も成功させることができた。このように被災者や訴訟団が闘いの前面に出ることによつて労働組合の起ち上がりも激しくなり、春の通常国会においては廃案に追い



労災認定闘争 闘いに課題

未組織労働者の

八〇年にも数多くの労災認定闘争が闘われたが、特筆すべき問題として、全石油ゼネ石油労組が取り組んだ北川脳卒中労災闘争、また全港湾建設支部の安田氏マンガン中毒認定闘争が挙げられるだろう。

ゼネ石油の孫請会社労働者である北川氏の脳卒中死亡に対し組合は

こむという大成果を上げることができたのである。その後の総選挙に於ける自民党勝利という状況の中でも許したが、我々はこの闘いを通じてできた共闘・交流の拡大は何ものにも増して貴重なものであると思う。



当初よりカンパ活動などで遺族を激励するなどして労災認定闘争を開始し、精力的な調査活動で堺労基署に反論の余地を与えず、早期認定をかちとつた。更に、ゼネスト・下請・孫請の三社に対し、上積補償の請求も行つた。会社側の激しい遣族切り崩しによつて勝利できなかつたものの労組も協定もない孫請会社の労働者としては異例の「見舞金」をかちとつたのである。

建設支部名村分会のマンガン中毒闘争は、新しく設置された松浦診療所分析部による粉じん調査など、豊富な資料に基き、圧倒的に有利な闘いを進めていく。造船の溶接ヒュームによるマンガン中毒が日本で前例がないということで、今年以降大阪労基局に舞台を移すことになる。

逆にボーリング調査労働者の酒井

氏のクモ膜下出血については、審査官段階で圧倒的有利な証拠を提出しながらも、組織的なバックアップの弱さから棄却され、再審査請求を行つてゐる。

労災認定闘争は、労災闘争の最も代表的な闘いでもあり、安全センターや年間を通して精力的な取り組みを行つてきた。組織労働者の場合には、原因調査、行政闘争など取り組みは比較的容易になつてきてゐるが、未組織にあつては困難を極めるのが通例である。今後、被災者組織など各分野との協力関係をより強めしていく必要性が大きいと思われる。

その他にも様々な取り組みがあつたが、特に二つの問題を付け加えておきたい。

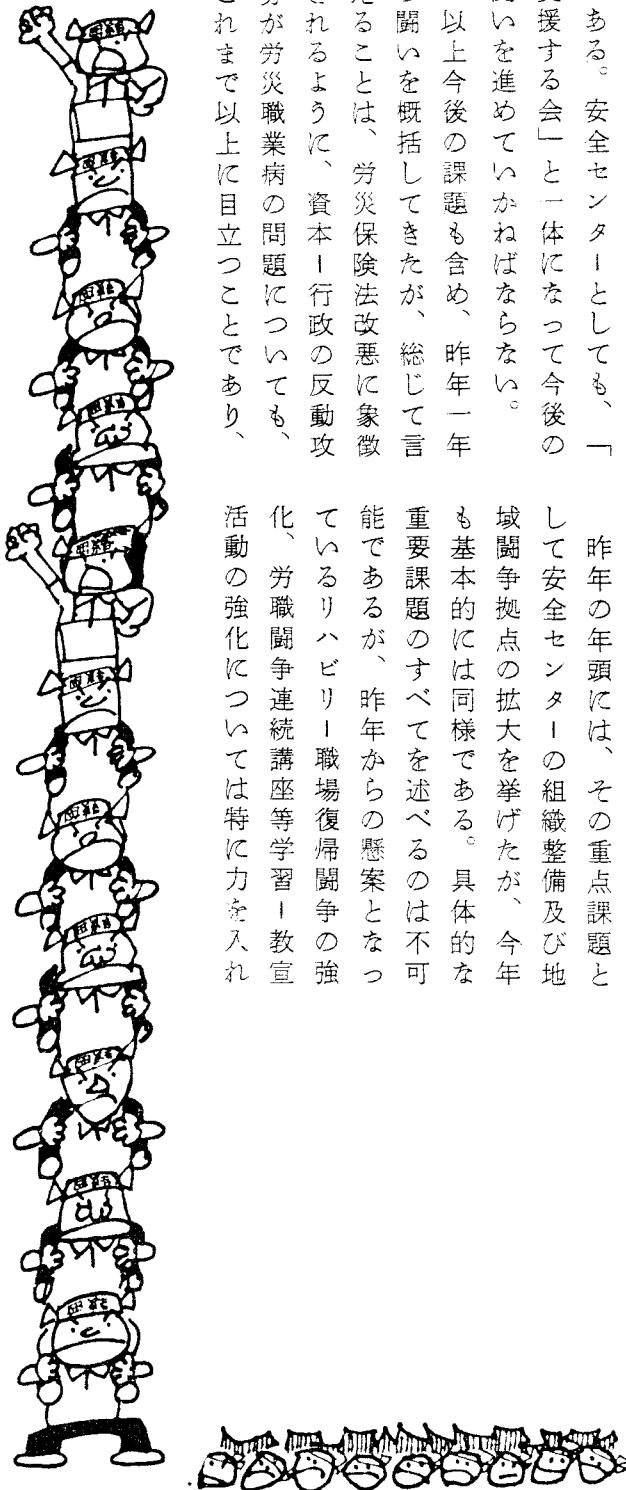
第一に、全港湾の全国粉じん調査の実施である。港湾にじん肺法を適用させる運動は七四年の上組じん肺闘争以来大きな課題となつていて、全港湾の労災闘争の全国化の中で、中央本部が全国的な取り組みを決定し、第一段のアンケートに続いて、粉じん調査が行われた。大阪でも調査団を結成し、大阪支部四分会の第一次調査を行い、これまでに学生・研究者などとべ五〇名を越える参加者があつた。仕事確保や行政の姿勢

● その他の重要な とり組みについて ●

など困難な問題は多いが、粘り強い闘いが必要である。また、学生・研究者等の調査等への参加についてもより組織的に行えるよう努めていく必要があろう。

第二には岩佐訴訟である。六年余にわたって闘わってきた原発内被訴訟が昨年一〇月に結審し、今年三月に判決を迎える。この闘いの成否は、反原発闘争の今後を左右するほどに、政治的、社会的に極めて重要である。安全センターとしても、「支援する会」と一体になって今後の闘いを進めていかねばならない。

以上今後の課題も含め、昨年一年の闘いを概括してきたが、総じて言えることは、労災保険法改悪に象徴されるように、資本・行政の反動攻勢が労災職業病の問題についても、これまで以上に目立つことであり、



今後もそれが一層強まる可能性が大きいことである。一つ一つの闘いにより大衆的に、組織的に取り組むよう努め、我々の実力を強めていく以外にそれを阻止する道は開けないであろう。

三、八一年の課題

冒頭にも述べたように、八〇年代前半は日本階級闘争にとって大きな正念場である。その意味でも労災職業病闘争と安全センターの運動が最も重視しなければならないのは、資本から独立した労働運動の強化・発展であろう。職場・地域を労働者階級の真の拠点とするべく闘うのが、労災闘争の任務であることを確認して年頭の決意とした。

昨年の年頭には、その重点課題として安全センターの組織整備及び地域闘争拠点の拡大を挙げたが、今年も基本的には同様である。具体的な重要課題のすべてを述べるのは不可能であるが、昨年からの懸案となつてゐるリハビリ・職場復帰闘争の強化、労職闘争連続講座等学習・教育活動の強化については特に力を入れ

障壁を乗り越えて

被災者の

職場(社会)復帰闘争

の前進のために(その4)



被災者の復帰を

医療面から見る運動・水泳療法

—南大阪労働者診療所

—昨年の十一月より、診療所では

運動療法を始めました。これは、長年にわたる酷使によって被災した頸肩腕、腰痛症の治療方法として、効果が大きいと期待されたからです。

週二回、一時間づつの体操・水泳療法を行っています。医師立会いのもと、体操はトレーナー二名、診療所よりの従事者一名、水泳はトレーナー二名、診療所よりの従事者一名で平均して八名づつの被災者が運動療法にとりこんでいます。

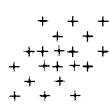
養の範囲に入ると考えています。

昨年一月より、運動療法を労災保険で認めるよう大阪西労基署と五回にわたって交渉を行いました。労基署の段階では理解を示す態度がみられましたが、この問題は前例がないものとして労基局、次に労働省へと上げられて、昨年六月、労働省は新しい通達を出すことによって切り捨てようとした。

診療所では、これは当然労災の療

労災保険の適用を

認めない労働省



その理由は「医療法による開設の許可又は届出のなされていない医療機関のいわゆる体育増進施設における運動療法は給付の対象とは認められない」と、運動療法自体は認めつつも、運動療法をしている場所（スポーツセンター）が医療施設として許可されていないからというものです。

した。

これは、温水プールを持てない私達の小さな診療所では運動療法は不可能だとことになります。

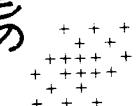
(大病院でもプールは無理だと思う

が) この通達は、被災者が健康をどうもどうとしている懸命な努力をくみとらない反動的なもので、今後この壁を打ち破る闘いをつくつていかなければならないと考えています。

病院に「立ち向かう」 意識が必要

一方、実際の運動療法は現在も続けており、数多くの成果と治療効果を生んできています。休業していた四名が職場に復帰し、二名が部分就労しています。これは運動療法参加者の半数が時間内通院者であることを考えすれば、かなりの比率になります。また、現在参加中の人の治療経過も良好です。

運動療法は、薬物治療、物理療法、



スポーツと 運動療法は別のもの

針灸治療などの「うける」治療とは決定的に違う面があります。体操をしたり温水プールで泳ぐことにより、弱った筋肉を補強し、柔軟性を高め運動機能の回復をはかるためのもの

ですが、そのためには疾病に「立ち向う」必要があることです。

程度慣れるまでの間（一ヶ月～六ヶ月ぐらい）、運動によって引き起こされる局部の痛み、吐き気等全身的

具合の悪さと闘わなければならぬからです。「症状が悪くなつた」「自分には運動は合わない」と最初は運動療法を中断しがちになります。

「うける」治療に比べ、運動療法は精神的にも相当の「立ち向う」意識が必要とされます。

この時期を過ぎると、運動に慣れ、運動することに安心感を覚え、自分に合った運動量のコントロールが可能になります。又、徐々に運動刺激に対する適応力のアップがはかられ、体を動かすことに楽しさを感じることができます。しかし、このよう

に「立ち向う」意識を促すためには、職場での人間関係、通院保障の問題、職場復帰の問題等が重要であることは言うまでもありません。

運動療法はスポーツとは決定的に異なります。スポーツをすれば、必ず健康で長生きするとは限りません。

過酷な負担、過酷な運動は結果としてはプラスにはなりません。職場でのラジオ体操がやっているわりには、効果を生まないのは、体操の形にこだわり、急激に動いたりで、体の重身の移動等に注意しないことにあります。もちろん、適度なスポーツは健康にはいいと思いますが。

体操療法にとって、運動量をこなすかどうかは重要ではなく、重要なことは体の重心の移動、一つ一つの動作をできるだけ大きくゆっくりと、可動範囲を広げていくこと。体の緊

感した部分を「弄ほぐす」とあります。又、理にはやらないこと、余々にやること。最近はリズムに合わせてステップ等をする練習をしています。色々な点でスポーツとは異なります。

水泳療法における経験がかり

次にお泳療法での経験を紹介します。

当初はまず水に慣れることから始まり、次に休みをとりながら合計一〇〇m～二〇〇m泳いていたのが、現在では五〇〇m～六〇〇mも泳げるようにになりました。参加者の人達は、ほとんどが自己流で少し泳げる人達ばかりです。専属のコーチが三名いて基礎から指導してくれるのですが今まで楽しく続けられました。

しかし、それなりに厳しいので、最初のころは脱落する人も出ました。

Aさんの仕事は保母で、頸腕に悩

んでおり、今まで物理療法及び針治療を長期にわたり行っていましたが、充分な効果が得られず、水泳療法を始めました。もともと顔を水につけるのもイヤといった程で、最初は出席状況も悪かったのですが、なんとかがんばって続けてもらい、四

～五ヶ月経過したころから、自分が水に慣れ少しづつ泳げるようになり、症状も良い方に進み、体もしより顔色もよくなってきた。それに伴い精神面でも明るく、なんでも積極的にできるようになりました。肩のこりも以前程気にならないようになりました。最近では出席状況も良く、水泳することが楽しいといった状況です。

参加者全員においても、当初は二五m泳ぐのが困難でしたが、最近では楽に泳げるようになっているし、泳ぐ量も始めの三倍に達しているところからみれば、体力も徐々についてきたように思われます。水泳は全身運動ですので、ストレス解消にもつながるし、動きにくい関節も、水の

中では容易に動かすことができるという利点があります。

体操を生活の中に

最後に運動療法を通じて感じたことは、体操を生活の中に組みこむことであり、生活の中で自分に適切な運動量、運動の方法をとり入れ、それを積み重ねによって生活をコントロールしなければならないと思います。



11・12月の新聞記事から

11
・
3
盆休み休業協定に違反の生コン業主を糾弾
した運輸一般関西地区生コン支部役員逮捕

初診料引上げなど被保険者の負担増
る健保改悪法案が衆院で可決

東海村の日本原子力研究所で、器材納入を巡って收賄の室長らが逮捕される

谷町線東梅田 - 都島延長工事の騒音、振動
沈下の賠償を求める住民が建設会社を提訴

北陸トンネル列車火災事故の被告二乗務員に無罪判決、国鉄当局の管理不備は不問

大阪地裁で駅前のビルまき規制妥当の判決

七七年、福島駅で転落した視覚障害者に対
する三と責任不問の判決

集団健診で「異状なし」の診断を受けながら胃ガンで死亡した主婦の遺族が神戸市提訴

柏崎原発増設の公聴会阻止に八千人が結集

原爆被爆者対策基本問題懇談会が
施策に選別格差をつけるべきと提言

不必要な子宮摘出や監禁の罪で、元患者が千葉県の野村病院を告訴する

水俣病被災者のチツソ社員に対する傷害事件で最高裁が検察側の上告を棄却

大阪の未熟児網膜症の幼児が病院に損害賠償を求める訴訟で地裁勝訴

新賀原発増設に伴う補償交渉が、原電と、市漁業協組の間で合意に達する

政治活動制限は「处分合憲」の判決を下す

新潟県中越地方で、作業員が作業中に遭難し、一人が死亡

求し、ひそかに合意
申すボートアイランズで、船底調査中の

水夫二人が吸水口に吸いこまれて死亡

婦の遺族が運転手、道路公団に賠償請求訴



命縮まる

トラック労働者

過労運転・過積運転=根は独占企業

十二月十六日夕方、赤穂市の国道2号線で交通整理のガードマンがトラックにはねられて死んだ。原因は運転手が過労で居眠り運転していたためだという。

年々道路貨物輸送が増え、それにともなってこのような運転中トラックの事故も増えている。労働省の調査によると、月平均総労働時間は二百時間をこえ、全産業中最長であり、高速道路の完備によって増えその労働実態は過酷になつていて実状

である。トラックがあまりに多くなつてゐるために、夜間の休憩、仮眠の場所もなく、歩合制賃金で追いたれ、その上実質的に過積が奨励される。産業衛生学会の調査では、二十九歳までの若い層で約七〇%が「胃腸がときどき悪くなる」「ほとんどいつも悪い」と答え、全体の六七割が「腰が痛い」「肩がこる」などの自覚症状を訴えているといふ。このような実態と声に対しても労働省は、いわゆる二・九通達で、自動車運転者の労働時間等の改善基準を示し、更に去年それを改正している。

十二月六日には、労働省のお役人らがトラック定期便に乗つて実態を体験したのもそのような作業の一つである。また、五三年の道路交通法の改正で、使用者の安全運転管理義務が強化され、過労運転等に於いても処罰することになつていて。十六日の死傷事故に於いても、兵庫県警が運送会社を、仮眠の場所や時間をきちんと指定した運行計画を渡さず、交代運転手も乗せなかつたとして、

道交法違反を適用している。

しかし、荷主であるいわゆる巨大企業と運送会社との関係を考えると、このよだな対策ではなかなか、「死を積んで走る」と言われるトラック労働者の実態は解決され得ないであろう。

ある運輸会社では、運送費を安く買ったたく大手メーカーとの契約のために、賃金体系に「積載報償金制度」が導入されたといふ。このようないくらでもある。このような過積を強制する荷主のほとんどが大独占であり、道路輸送は産業構造上どんどん増えるとすれば、トラック労働者の生命はすり減らされ続けると言わねばならないだろう。



前線から

大阪中央

ZEW野呂氏脳卒中労災斗争 本格的な反撃開始！

クワーカーであること、以上四つを
つたこと、少

のとしたことと、以上四つを
複合的な要因として主張し
て居る。

大会の半分の

交歩に於いて組合側は、

人員で倍の放

現場の生の声をもつと聞く

こと、送量であった

よう強く要求したが、審査

一月十二日、

して、いたこと、②死亡事故

こと、宿舎の不備などによ

日放労及び安

の発生した七九年は三菱銀

りその健東状態が極めて悪

全センターは

日放労組合員

業に入りることを約束した。

の監事中死亡

に隠して、大

更に一月十六日には、組

阪労災保険審

査官に対し、

意見書を提

行事件を皮切りに極めて多

化していくこと、③高校統

出しこそは標題に向け本

忙な年で、全社的に、とり

体後、わずか二日のみの

始まり組合内部

に於いて、徹底した死に対

に隠して、大

自体が極めて神経を酷使す

仕事であり、野呂氏の高血

圧の不断の悪化要因とな

者診療所・安全センターは

野呂基署との最終的な交渉

の結果全般的に高濃度が測

マツガラ中毒争 交渉舞台は大阪局へ

全港湾建設支部名村分会

名村造船の安田氏のマツガ

ラの結果全般的に高濃度が測

マツガラ中毒争 交渉舞台は大阪局へ

名村造船の安田氏のマツガ

ラの結果全般的に高濃度が測

定された。最高値は産業衛

生学界が限界値としている

を行つた。また併せて、十

月に実施した第二回目の

マツガラ農薬調査結果を報

告した。第二回目の調査は

五ミリグラム／立米に達し
たのを初め、四ミリ、五ミリ
台が続出し、造船のエンジン
場におけるマンガン紛
じん量の多さが改めて浮き
彫りにされた。

この認定問題については、阿倍野労基署は当初から大坂労基局へのりん伺を伝え

は、署としての「意見」を添付せよ、と要求した。しかし、組合側の主張を否定する材料が全くないことについては事実上認めたもの、「意見」添付について

安田氏の労災認定闘争は
年を改めて、大阪労基局に
その舞台が移った。

十二 東京 社会館 労働者 十八組 大学、
クロ 九名を 被生 職業病 集会
さん じめタ 人達へ た。冬 の美濃
から 日韓連 拶に結 れた。

クロム訴訟

「訴訟を！」との決意表明があり、集会宣言を採択して集会を締めくくつた。

改悪労災法の実質化をはね返す意味からも、クロム判を初めとする全国の労災裁判を支援し、勝利させることとは重要である。

被告・日化工の裁判引き延ばし（裁判長忌避申立て）

を粉碎し、クロム裁判の勝利を！

元運送会社労働者の 頭部外傷・腰痛の再発申請

南大阪

▼大阪府被災労働者同盟▲

十二月二六日、大阪府被災労働者同盟は会員山崎氏の腰痛症及び頭部外傷の後遺症につき、西労基署に対して再発の申請を行つた。山崎氏は七〇年頃、荷崩れで全身打撲の重症を負い、また次の会社である引越会社に於いて七三年に腰部ねんざを発症し、いずれも手術を受けた。その後転職したが、七七年頃より激しい頭痛に見舞われ、その後发作が起きた状態が続いていたが、更に腰も以前より痛みる。更に腰も以前より痛み月より松浦診療所に通院するようになつた。

被災者同盟では、これら の症状はいずれも労災の再 発と判断し、安全センター、 診療所とともに、同氏の早 る。

期救済・生活確保の闘いを 始めることを決定し、この 一日の交渉に至つたものであ

阪南

肝臓障害の笹氏

大阪地裁へ損害賠償提起へ

印刷用転写紙の製造・販 売で長年従事していた筆康

二氏は、製造過程で用いる タンニン酸、リン酸によつて 肝臓障害にかかり休職を 操り返していくが、一九七三年頃より悪化し、休業状態に追いつまれた。そして阪南中央病院、全金港合同、

関西労働者安全センターの 協力により労災申請をし、 七七年に労災の認定をかち とった。

しかしながら肝臓障害は

悪化する一方で、会社の誠 意も全く見られず、このま

ま泣き寝入りしてたまるか と民事損害賠償の裁判に踏み切った。昨年十二月二七日、大阪地裁に訴状を提出し、早ければ二月頃に第一回法廷が開かれることになつていている。

被災労働者が泣き寝入り

することなく企業の労災責 任を追及していくこうとする この裁判に多くの心ある人々 の支援が必要とされている。な質問が数多く出された。

十二月十三日、阪南中央病院で阪南労災被災者の会第一回例会が開かれた。突然の寒波で朝より非常に寒い天候であったが、二〇名余りの会員、病院職員など

が参加した。

当日の議題は、長期休業

者にとつて深刻な問題である「定期報告書問題」について学習、討議が行われた。

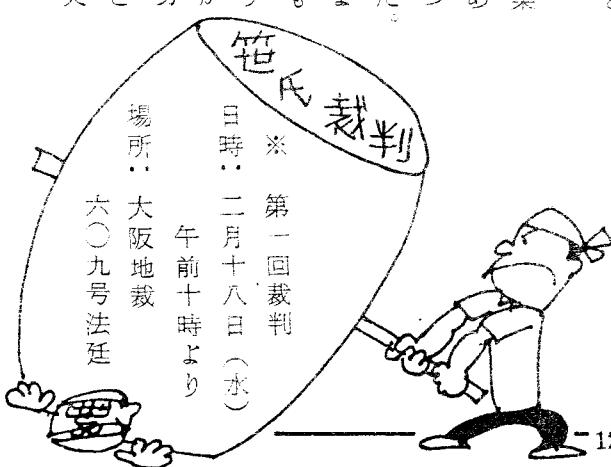
関西労働者安全センターより、傷病補償年金制度のもう一つ問題点、それにもともなう被災労働者が泣き寝入り「届」「定期報告書」が被災労働者の治癒、打ち切りに使われている現実などが話され、会員からも切実な支援が必要とされている。な質問が数多く出された。

阪南

「定期報告書」問題で初例会

新阪南労災被災者の会

裁判



出についても会として対処していなかつたり」と、不良社の存在をアピールしていくことが確認された。その他、例会を月一回持ちこと、機関紙を発行してのこと、規則、労使協約の内容についても、改訂当時自分

此花

ウリも過ぎれば逆効果?
会社側証人への反対尋問

住友電工有志未払賃金訴訟

十二月十九日、住友電工人、この日ばかりは「朝は有志による未払い賃金請求訴訟の証人調べが行われ、早く出てきてもラブランしている」「新聞を見たり、おしゃべりで時間をつぶしていい」「体操もしたりしていい」の反対尋問が為された。

会社への忠誠の為か、徹底してシラを切つたのは立派（？）だが、やりすぎる
と逆効果という感じ。

反対尋問の焦点は、問題の始業前一〇分、終業後五分の間を証人はどんな時間と考え、実際は何をしているか、という点であつたが、会社側証人は終始「自由時間」であることを力説した。

あいながら、「労働者の闘いと結びつく闘い」を主眼として積極的に行っていくことを決めていく。

「を忘れ尽くしたのか、一言
憶にない」と迷答弁。更に
風呂に入つてもよし時聞
についても、聞く度に違う
答えとなり、後半はしどろ
もどろであつた。

のよき活動を組織的に行つていくことを通じて、労働運動と結びつく学生戦線の拡大していくと、その取り組みを強めている。そういう意味で、今回の調査活動の経験をもとに、四月の新入生歓迎、例年行われている七月のファイールド合宿を、各大学で連絡を取り

あいながら、「労働者の闘い」と結びつく闘い」を主眼として積極的に行っていくことを決めていく。



東京-大阪

一 会社の妨害はねのけ

人少用少之二常識認定

東京の菓子職人である千賀さん。東京足立労基署に訴え続けた結果、十二月下旬になつて実に八か月ぶりに無理をしながら出勤は続け

論の余地もないにせぬかわららず、会社のイヤガラセや労基署の中途半端な姿勢で解決がかくも長びいたことは、未組織の被災者が置かれてゐる状況を象徴するよ

作業環境測定部門では、
登録認可があり、具体的活動
を開始し、全港湾全国粉
じん調査、名村マンガン中
毒自主測定等着実に成果を
あげ始めています。

が走ったのか脳梗塞の発作に見舞われ、急去入院となつた。丁氏は大阪の病院へ転医後、頭の方はともかく腰痛だけでも労災扱へを

医療技術の進歩発展、労働効率の
向上を柱にした健康管理

診療所健診部

「しかし金縛は一悶痛、
らの誰にでもある」とか「
酒を飲んで（ウソ）発作を
起こしたときに打った」を

全金、全港湾を中心とし 医の立場から、健診だけではなく、要注意者の対処を継た今までの健診活動の蓄積 続的に職場に出向いて行う
の上に、昨年度は、大阪労

動の反応と効率結合の目的的活動と更に結びつくことを目標に進めていきたいと考えています。

終始していた。しかし安全センターと家族は事実経過について、会社はもちろん

米運分会等で一〇〇名以上の大規模健診に取組みました。これらの職場では産業矢賀製作、協和金属等争議管理面での充実が図られました。また全金山科鉄工、

立労基署より行われた。

中の健診も取組みが充実し





第五回全国労災職業病中央研修会に参加して

昨年十二月四日～六日にかけて、石川県山中温泉で春闌共闘主催の「第五回全国労災職業病中央研修会」が開催された。

題して行われた関西医大名誉教授の東田先生の講演は、以下のとおりである。

天候にも関わらず、定数二〇〇名を超える二七八名の労組活動家等が全國から結集した。会場となつた社会教育文化会館では、二階席にも参加者がふれ、講師の話を聞き漏らすまいと、皆熱心に耳を傾けていた。三日間を通して、途中で帰る人も少なく、労災職業病問題に対する関心の高さが伺われた。

第一回（十二月四日）

主催者を代表して、中央総評の田口氏が、年内三〇万件の労災をなくしていくために、この研修会での成果を持ち帰り役立てて欲しいとの挨拶があった。続いて二つの講演が行われた。

いのちと健康を守る闘いの重要性

資本の論理として最大利潤の追求がある。それが労働強化、合理化、安全投資の節約となり、ここから労災職業病が発生する。「健康」とは

WHO憲章によれば「身体的並びに社会的に完全に良好な状態」と定義されており、労働条件、生活条件に深く結びついている。従つて一人たるに値する労働条件」は闘うことによってしか守られない。また、三池炭鉱の爆発、高度成長期の公害・職業病の大発生と、歴史的に労災職業病が変化してきた実態がある。故に今後の闘いの方向としては次のことが考えられる。一、学習会等を通じ現場の要求くみあげと闘争の日常化二、中小下請の組織化に努力する。

三、公害などは被害者が中心に運動が発展している。被災労働者・遺族

を守る闘いを強化。四、反公害、消費者運動との共闘を考える。五、生命を守る共同の闘いという意識をもつて知識人との連帯を強化する。これらは、一人一人の労働者の自覚を促し、共に闘う意識をつくる中で実現していかねばならない。

休憩をはさんで、新潟大学の桑原先生の講演は、あるべき労災補償として、生活労働実態にあつた「法をえた完全補償」を追求し、労災予防をめざす補償を目的とすべきであると述べ、現行の労災法の問題点、損害賠償における各國の考え方を比較する、といつた内容であった。とりわけ今回の労災法改「正」に関連して、二重取りを根拠にして労災年金と民事賠償の調整が行われるが、労災保険は次第に社会保障化しており民事とは全く性格の違う方向にいつつけるような、「調整」をしては

ならないと、明確に「改正」反対の立場を表明されたことが印象的であった。

第二日目（十一月五日）

最初に小豆沢病院の芦沢憲一先生から、合理化との関連で職場での健康破壊の実態について講演がなされた。参加者の緊張をほぐす意味も含めて、イライラ、肩こり、目が疲れなどの疲労の六つの症状について質問し、何の症状もなかった人が二五〇人中十人もいなかつた現状を指して、健康であるかないかは医者にかかるつているかどうかでは決まらない、朝の出勤がいやなのも急げているからではなく疲れているからなのだと述べ、合理化によつて様々な疲労が蓄積していることを次々と明らかにしていった。特にけいわん・腰痛などの過労性症候群を例にとり、

職場の健康破壊の実態をしつかりと見つめなおさなければならないと指摘された。

安全衛生対策、労働災害の現状と問題点が詳細に述べられ、安全問題は労働時間、作業サイクルタイムと密接に関係していることが指摘された。更には、具体例を通して積極的安全対策とはどういうことなのかをわかりやすく紹介してくれた。

昼食が終つて午後一時から五時半まで四時間半、各地からの報告と討論が行われた。長時間であつたが、報告が一九名にも及び、討論の時間はほとんどなく、わずかに全港湾、大阪総評、被災労働者全国協より、昨年の労災法「改悪」問題に対する糾弾のあいまいを姿勢に、批判の意見が出された。その他は、職場での労職闘争の取り組みが報告され、あらゆる産業、職場で労災職業病が問題になつていることを改めて認識させられた。

が始まる前に既に満席となり、皆最後まで熱心に耳を傾けていた。
最終の講演として「労働者の健康問題をどうとらえるか」と題して滋賀医大の渡辺真也先生の講演が行われた。科学的裏付けをもつて健康問題をとらえなければならないと述べた後、化学物質が実研室から工場、環境にはんらんする過程で健康破壊が進行していること、機械化により難聴、振動障害などの職業病が発生し、交替勤務などにより疲労が蓄積していくことなどをわかりやすく説明された。そして、職業によつて人間の老化に差が出てくること、企業格差によつて健康格差が出てくることなどを、豊富な資料をもとにして明らかにした。

講演終了後、司会役の信太氏よりまとめがあり、「来年は国際障害者年である。昭和三五年から労災保険から年金を受けている人は一三五万人いる。この人たちを何とか結集するため夏頃、労災被災者の全国大会を開きたい。」と今後の決意を述べ、研修会を締めくくつた。

（記）島明先生からは

第三日（十二月六日）

二日間も机にしばりつけられて、疲れもたまり、帰る人も多いのではなかと思つていたが、三日目講演



署名運動を更に展開し 3・20判決(大阪地裁)へ

岩佐訴訟を支援する会

日本が原発汚染、歴史事件とし、岩佐訴訟は、三月廿日付で原告の勝訴判決を宣告されました。この判決は、原発汚染が政治問題としてクローズド化され、現状の現在、この判決はその裏に、先駆者の大いな意義を持っています。支援する会では、毎年結審(十月十五日)前夜の決起集会を皮切りに、被告日本原電に対する抗議署名運動を始めており、パンフレット「岩佐訴訟」発行と同時に全国各地の労動組合や民主団体に協力をお願いしているところである。

大阪では、原発汚染が署名運動に取り組むことを半年決定し現在進行中であり、各労働組合を掲げる団体や労組の署名は既に事務局に集まり始めている。東京では、東原発労働者行動

委が、労働運動の課題として掲げるべく、全面的に運動を開拓している。また、この運動を全国的にも拡げるべく、各地への訪問を計画している。昨年暮れもおしまつた十二月二三、二五日にはその第一回目として広島・山口両県を訪れた。労働運動として反原発を開拓してきた電産中國本部、そして広島県水禁、豊北原発に対する闘いを経験している山口県労評と、それぞれ多忙な中にも関わらず要請を快諾され、遠方からの熱い期待に勇気倍増して帰阪したのである。他にも各地から事務局に署名が連日送られてきているが、更に支援の輪を広げるべく、署名とパンフ配布に全力を傾けようと考えているところである。

署名は三月上旬を最終集約とする

が、判決前段には決起集会を開き、世論の注目の中で判決を迎える状態へ準備を急ぎたいと考えている。

原発内被曝者は、その実体が出版物等によつて少しは明らかにされているものの、資本や政府が未だ被曝労働者の存在を認めていない現状は全く変わっていない。この裁判の勝利を何としてもかちとり、労働被曝との闘いを更に進めなくてはならぬことだろう。

•パンフレット•

初めての原発内被曝労働者の斗争

岩佐訴訟

1. 被曝の経過 2. 労災斗争をめぐって
3. 裁判をめぐって 4. 労働者被曝の実態

B5版 26ページ ¥200
(1冊170円 2~4冊200円 5~9冊250円
10冊以上300円)

80年代医療の動向と 我々の任務

労災職業病研究会 松浦良和(医師)

医療の荒廃、医者不信などが叫ばれて既に久しいが、医療矛盾は改善されるところか、富士見産婦人科病

員の例を見るまでもなく、ますます矛盾が激化しつつあるのは明白である。しかし、この医療矛盾を激化させてくる根源は、現在の政府・独占資本の医療政策にあることもますます明確になってきている。

資本主義体制下に於いて、政府

独立資本にとって医療の位置は主要に以下の四点にまとめられるだろう。

① 労働内再生産、労働力修理としての医療

② 社会保障政策の要として、資本主義体制の矛盾を隠ぺいし、労働

者人民の不満や不安を抑えつける

結果、資本主義体制下に於いて、政府

では、①②の役割を主要に担つてゐたものと思われる。しかし、一九六一年の国民皆保険制度導入

度は、資本主義の矛盾激化と、それ

に抗して闘つた労働者人民の闘争の

成果である)以降、従来の小規模私的資本(個人開業医)に加えて、私的病院資本を積極的に育成し、更には医薬品産業を中心とした独占医療

④ 労働者人民を管理し、支配・弾圧するための医療

産業の育成に乗り出し始めた。とりわけ一九七〇年以降は、個人開業医切り捨て、私的病院資本育成、医薬品産業に加えて、医療器機産業の育成など、医療を新たな知識集約型産業の一分野として、資本主義体制の産業再編成、利潤追求の対象として位置付け、明確に営利主義医療を押し進める方向に動き出している。私立新設医大の急激な増加を行つたのも、この営利医療を押し進めるための医師供給体制の確立のためである。

更に、一九七〇年以降、公害・薬害・労災職業病などの資本主義の矛盾から必然的に生み出された様々な弊害が一気に噴出し、これらに対す

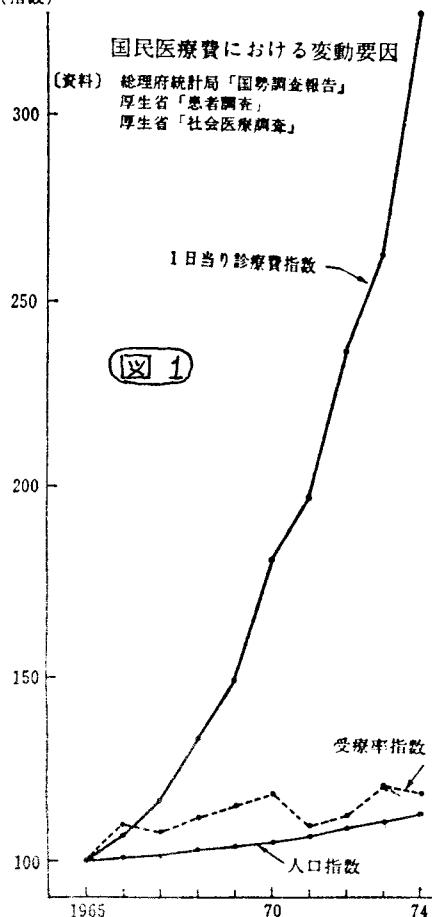
ることに対応して、政府・独占資本は医療を前面におしたてて、御用医者学者を総動員することにより、この闘いの圧殺に乗り出してきた。

この体験を踏まえて、医療が人民管理・弾圧に非常に有効であること

(表1) ●国民医療費の年次推移

年度	国民医療費		1人当たり医療費 (千円)	対国民所得 (%)
	総額 (億円)	増加率 (%)		
30	2,388	—	2.7	3.27
35	60	4,095	—	4.4
40	11,224	—	11.4	4.28
41	13,002	15.8	13.1	4.19
42	15,116	16.3	15.1	4.07
43	18,016	19.2	17.8	4.16
44	20,780	15.3	20.3	4.03
45	24,962	20.1	24.1	4.10
46	27,250	9.2	26.0	4.16
47	33,994	24.7	31.6	4.42
48	39,496	16.2	36.2	4.17
49	53,786	36.2	48.6	4.81
50	64,779	20.4	57.9	5.22
51	76,684	18.4	67.8	5.57
52	85,686	11.7	75.1	5.63
53	100,042	16.8	86.9	6.03

(指数)



(1) 国民医療費の動向
表1に示すように、五三年度の国

ために医療を利用することを一層押し進めている。刑法改悪・保安处分新設が、その動向の頂点として存在することは極めて明白である。

一九八〇年代の医療は七〇年代に至り、医療の産業化・常利化と人民管理のための医療という方向を更に強力に押し進めることが基軸となるのは明白であろう。

● 医療の常利化の急激な進行と
独占資本の医療産業への進出

療費の割合も年々増加し、五三年度では六・〇三%に達した。欧米先進国では、アメリカ七・七〇%（一九七五年）、イギリス六・〇五%、西ドイツ七・九四%、フランス八・〇一%などで日本はまだ低い方に属するが、問題はその内容である。

まず、この間の国民医療費増大の真の原因がどこにあるのかを明らかにしておく必要がある。図1に示すように、この間、人口と受診率の伸び率は、二〇%以下にとどまってお

り、従つて、人口×受診率で示される患者数は、それ程大きな変化がないことがわかる。ところが、一日当たりの診療費の伸びは実に三倍をこえています。即ち、この一〇年間の医療費増大の主要な原因是、一日当たり診療費の増加にある。しかも、この診療費の内訳をみると、図2に示すよう、五〇%近くが投薬注射で占められている。表2には、諸外国の診療費内訳を示してあるが、諸外国に比し、日本での投薬注射の比率がずば抜けて異常に高いのが明らかである。表3には、一日当たり診療費とその中の投薬注射費の年次推移が示さ

れており、従つて、人口×受診率で示される患者数は、それ程大きな変化がないことがわかる。ところが、一日当たりの診療費の伸びは実に三倍をこえています。即ち、この一〇年間の医療費増大の主要な原因是、一日当たり診療費の増加にある。しかも、この診療費の内訳をみると、図2に示すよう、五〇%近くが投薬注射で占められている。表2には、諸外国の診療費内訳を示してあるが、諸外国に比し、日本での投薬注射の比率がずば抜けて異常に高いのが明らかである。表3には、一日当たり診療費とその中の投薬注射費の年次推移が示さ

れているが、診療費指数とほぼ平行して投薬・注射費指数が増加してきたことから、これらのことから、国民医療費増大の真の原因は、投薬・注射費の急激な増加にあることが明白となる。それを医薬品生産額の面から実証しているのが図3であり、患者指数はほぼ横ばいであるにも関わらず、医薬品生産額は実に五倍以上に達している。そしてこの“薬づけ医療”が、決

して個人開業医だけに起つてきたものではなく、甲表病院（比較的大病院）でも同様、あるいはむしろ顕著に現われてきていることを示すのが表4である。即ち、外来では乙表無床診療所では、国民皆保険になる以前から既に投薬・注射の比率はかなり高く、一九七五年になつても注射が減り、投薬が増えて総額では大きな変化がないにも関わらず、甲表病院では、投薬の増加が著明である。（こ

の表でもう一つ注目すべきことは、検査料の増加が極めて顕著なことである。

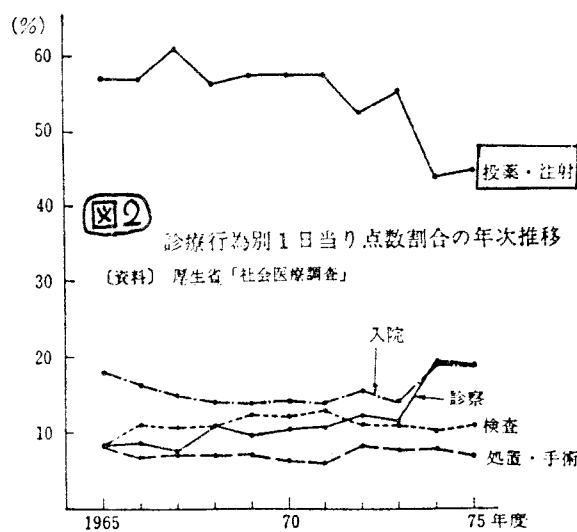


図2 診療行為別1日当たり点数割合の年次推移
〔資料〕 厚生省「社会医療調査」

国	入院費	診療費	薬剤・治療用品費	その他
スペイン(1974)	55.1	…	33.8	…
西ドイツ(1974)	28.7	25.0	22.8	23.5
ベルギー(1974)	29.1	35.7	19.8	15.4
イタリア(1974)	50.8	21.1	18.1	10.0
フランス(1974)	45.8	22.8	16.9	14.5
オーストリア(1974)	37.4	29.9	13.2	19.5
ニュージーランド(1973)	71.1	14.3	12.3	2.3
オーストラリア(1975)	63.5	19.6	7.7	9.2
イギリス(1975)	63.5	23.1	9.1	4.3
スウェーデン(1974)	65.5	25.9	6.2	2.4
アメリカ(1974)	53.8	24.2	2.1	19.9

〔資料〕 OECD, Public Expenditure on Health.

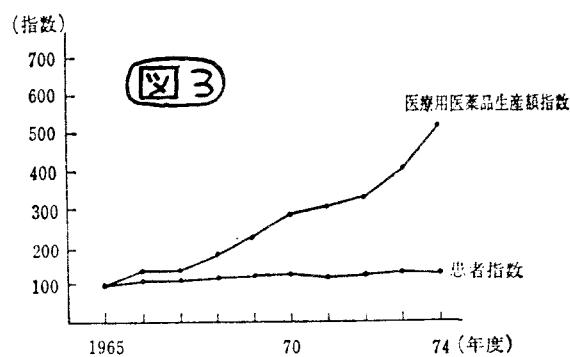


図3 医療用医薬品生産額と患者数の推移
〔資料〕 厚生省「薬事工業生産動態統計」
厚生省「患者調査」
統理府統計局「国勢調査報告」

表3 1日当たり診療費とその中の投薬・注射費の年次推移

年	診療費 指數	投薬・注射 費指數
1965	100	100
66	107	107
67	116	122
68	133	130
69	149	149
70	181	181
71	197	197
72	237	218
73	262	255
74	382	291

〔資料〕 厚生省「社会医療調査」より算出。



それでは、薬剤費増加の原因は何なのだろうか。考えられるものとしては、一つは医療技術の進歩化に伴う治療の高度化が考えられる。しかし、更に大きな原因として、診療一

件当たりの使用薬剤の増加と、使用薬剤そのもののより高価な薬剤（特に新薬）へのシフトが認められることに注目する必要がある。

図4は、内服薬価格別一日当たり点数割合を示すが、年々高価な薬剤の比率が高まってきている。これらの変化をひきおこした真の原因是、政府及び製薬資本の意図に基づく健保点数と薬価基準の操作によつて作り出されたものである。

まず健保点数についてみれば、人手のかかるしかも治療上の根幹をなす診察や看護、処置、手術などのい

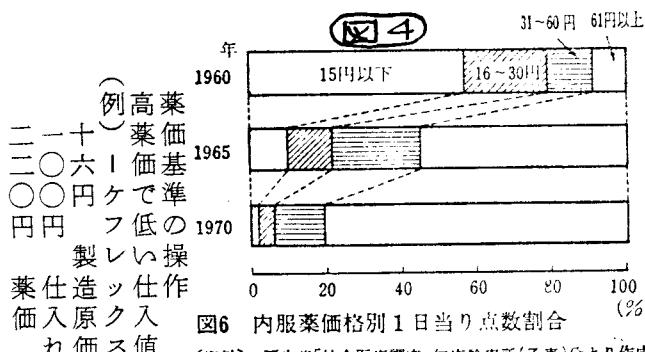


表4

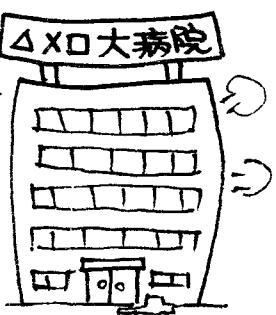
外来・入院別一件当たり総点数・診療行為別点数百分率(一般診療)

	外 来				入 院			
	乙表無床診療所 1960 (100)	乙表 1975 (709)	甲表病院 1960 (100)	甲表病院 1975 (754)	乙表病院 1960 (100)	乙表病院 1975 (922)	甲表病院 1960 (100)	甲表病院 1975 (896)
総点数 (指數)	74.4 (100)	527.5 (709)	95.6 (100)	756.2 (791)	88.4 (100)	666.9 (754)	1244.7 (100)	11477.1 (922)
点数百分率								
診 察	10.4	31.1	5.2	21.4	31.0	18.6	0.1	0.1
投 薬	38.6	49.7	40.6	44.6	30.6	45.9	9.8	7.8
注 射	28.6	6.6	26.2	8.3	8.4	3.4	14.8	18.2
理 療	0.6	0.1	1.0	0.9	1.5	1.1	0.3	0.8
精 特 診	—	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.1	0.4
レ 検 査	2.6	1.8	10.4	6.9	16.4	7.8	2.8	1.7
処 置	1.5	6.5	4.0	12.8	7.1	19.8	2.4	6.6
手 術	12.4	3.3	10.9	3.4	1.8	0.7	2.5	1.9
麻 醉	2.9	0.6	1.5	1.1	2.9	1.3	9.6	5.0
入 院	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.8
そ の 他	2.4	—	—	—	—	—	57.3	57.0
	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0	0.6	0.0	0.0
							0.0	0.0

(資料) 厚生省「社会医療調査」。

わゆる技術料は極力低くおさえられ、患者の立場に立つて診療すればする程赤字といふ一方では、薬剤や注射、検査など、資本主義的生産過程により、利潤を企業に吸い上げることのできる物質そのものに対する評価を極力ひき上げるといふ点数操作が意図的に行なわれてきた。

また、薬価基準についてみれば、古くからあり、効果も良く安全性も高い薬剤や、漢方薬などの薬価は本当に低く抑える一方では、効果も定かでなく、安全性にも疑問の多い新薬については製薬会社の思惑通りに不當に薬価を高くしており、しかもこの新薬を製薬会社は医者に対しても保険薬価の数分の一といふ低価格で売り、その差額をもうけさせることによつて使用量の増大、利潤の増加をはかつてきた。（例えは、ケフレックス（抗生素）を例にとると、保険薬価は二二〇円／二五〇mgカプセルであるが、医者への販売価格は一〇〇円前後であり、しかも製造原価は十六円といわれている）



一方後に詳しく述べるように、日本での医療供給体制が主要には私的病院診療所に占められており、また例え公的病院であつても独立採算制のしめつけがある状況下では、医療行為を利潤追及を無視して行うことは不可能である。従つて、手間ひまがかかりもうけにならない診察や看護に時間をかけるのではなく、大量の

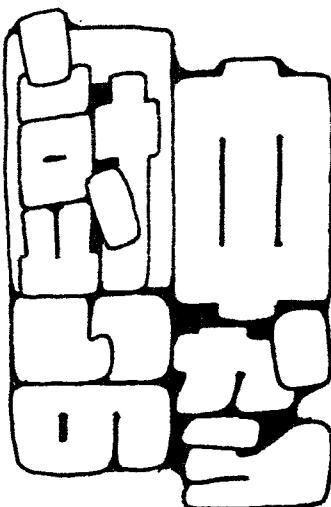
薬剤や注射を使用して大きな利潤を上げる“薬づけ医療”が横行し、薬害や医療被害が激発し、国民医療費がとめどもなく増加するといふ結果がもたらされてきたのである。

(つづく)

更に最近の動向として、とりわけ一九七〇年以降薬害に対する世論の批判が高まるにつれ、薬剤大量使用に一定の歯止めがかかつてきているのは事実であるが、この減少分を検



査の増加で補おうとする傾向が頭著に現われてきつつある。しかも、政府や医療産業に算入してきた日立東芝などの大独占が薬剤を行つたと同じように、健保点数の操作により“検査づけ医療”を積極的に推進させようとしている。CTスキャンをはじめとした大型医療器械が大量に病院に購入され、その費用負担と利潤追求のために不必要的検査が大量に指示され、患者には検査に伴う危険が不可避となつて、医療矛盾は更に激化していく様相を呈している。その典型が富士見産婦人科病院事件であった。



孫請労働者の 脳卒中死亡 労災闘争が 教えたもの

全石油ゼネラル石油精製労働組合堺支部

卑劣な会社の

遺族切り崩し



カンパ活動から

労災認定闘争へ



十一月号で既報のとおり、北川政春氏（ゼネ石油構内で働く孫請労働者）の脳卒中死亡は、業務上災害である、その後ゼネ石油労組は、遺族の委任を受けて、

北川氏は、玄海工業に入社以来、六月に死亡するまで約二か月の短期間であつたため、ゼネ石油の労働者は氏の顔さえほとんど知らないなかつた程度であった。

雇用主 元請 注文主としての企業責任を追及すべく、各企業（玄海工業 三興製作所・ゼネ石油）に遺族補償を要求した。ところが、それまで補償のそぶりも見せていなかつた玄海 三興は、補償交渉の窓口はゼネ石油労組という双方の約束を無視し、遺族と独自に交渉し、二〇〇万円という低額で示談させたのである。遺族の再三に渡る組合立合の要求を言葉巧みにだましたり脅したりしてである。資本の常套手段とはいえ、過去、数多くの労働者を、殺し“てき

たであろう彼らは、したたかである。しかし、SD（定期修理）直後の死亡と、幼い子供三人をかかる遺族の力に少しでもならうと、組合員からカンパが靈前に供えられた。厳しいSDを終えた直後の死亡であった為、業務上の災害ではないか、といふ疑いが、遺族と話をする内ますます強くなり、金万医師、安全センターの協力を得ながら、調査を行つたのである。遺族・友人・隣人職場の同僚・病院と回つて集めた資料から、氏を死に追いやったのは、慣れない仕事と長時間の残業であるという結論に達した。それは堺労基

署の認定理由と同じものであった。

「脳卒中による死亡」、しかも作業終了後、退社しようと自家用車に乗りこんだ直後の災害であったが、これを業務上であると認定をかちとれたのも、綿密な調査活動の結果と、遺族の協力があつたからといえる。

と思つていたのに補償金まで・・・。
と喜んでいた」とうそぶく。健診の徹底、残業時間の管理を労基署から指導されてしたことなど忘れたかのようだ。

日頃会社機関の中では、下請労働者と接している本工労働者の感性はサビがちである。そらまらないよう心がけながら、構内の多数の労働者の信頼を更にかちうる足がかりとして、今後の取り組みを生かしたい。

構内全労働者の 信頼を得る 組合めざして



年末カンパ ありがとうございました



しかし、我々にとつて未知の領域であつた今回の取り組みは、責重な経験であつた。遺族補償の交渉技術の未熟さへの反省もさることながら

氏が前職場（紀泉運送）でうけた労災事故の回復が思わしくなく、資本から職場を追われ、そして今度は死に追いかまれたという事実に、同じ労働者として心底から怒りがわき上つてくる。ひと一人”殺し”、彼らのとつた責任は余りにも軽すぎた。彼らは一遺族は、労災認定もダメだ

皆様から寄せていただいた八〇年度年末カンパは、昨年十二月現在で951,373円になりました。今年も引き続き各方面から送金をいただいておりますので、最終的な集計は次号でお報せしたいと思います。
昨年の総選挙勝利で一挙に反動攻勢に出た政府ー自民党が、福祉削減、軍備増強を掲げた大増税を実施しようとしている現在、我々”持たざる者”的経済生活が益々圧迫されることは必至です。この様な情勢の中で、多くのカンパをいただけて、本当に感謝に堪えません。我々はこのカンパを皆様の安全センターに対する期待と激励として、八一年度労職闘争の更なる強化発展への活力にさせていただこうと考えております。

なお、会費・購読料未納の方は、挟みこみの振替用紙にて納入されることを重ねてお願い致します。今後ともよろしくご指導下さい。



収 入

会 費	329,000
機関誌	73,700
カンパ	84,400
その他	130,250 ··· ①
計	617,350

支 出

事務費	137,774 ··· ②
活動費	105,754 ··· ③
郵送料	15,090 ··· ④
資料代	2,000 ··· ⑤
機関誌	34,400 ··· ⑥
人件費	200,000 ··· ⑦
計	495,018

11月

①岩佐支援する会切手、広告料

11月収支 122,332

12月への操越 1,784,361

②家賃・共益11月、電気11月
水道9・10月、

③社保9月、~~10~~10月、交通費
此花センター12月分担金等

④振替手数料、切手等

⑤コピー等

⑥No.77印刷代

⑦常任事務局11月分(アルバイト含)

収 入

会 費	418,600
機関誌	181,400
カンパ	145,200
その他	14,080 ··· ①
年末カンパ(12月分集約)	
	951,373
計	1,710,653

支 出

事務費	79,882 ··· ②
活動費	104,712 ··· ③
郵送料	35,475 ··· ④
資料代	15,200 ··· ⑤
機関誌	72,400 ··· ⑥
人件費	590,000 ··· ⑦
計	897,669

12月

12月の収支 812,984

闘争資金へ操入 1,500,000

'81年1月への操越 1,097,345

②家賃・共益12月、ガス10月
新聞11・12月、電気12月

③社保10月、~~11~~11月、此花セン
タ一分担金1月等

④振替手数料、切手等

⑤集会パンフ等

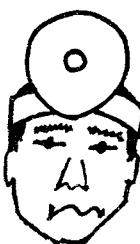
⑥No.78、79印刷代

⑦常任事務局12月分(アルバイト、
一時金含)



病氣の原因と治療

いものを持ち運びしたり、無理な姿勢を長く続けたりすれば、一層痛めやすいのは至極当然だといふべきでしよう。



腰痛の起りかたと
「病名」について

松浦診療所醫師 新井 和

才回腰痛(上)

A stylized illustration of an open book. The left page contains the Japanese characters '学習の' (Gakushū no), and the right page contains the English word 'Page'. The entire logo is enclosed in a thick black border.

腰痛は日常ありふれた病気で、誰でも長い人生に一度や二度は腰を痛めることはあるものです。「腰」は、具体的には背骨(腰ツイ)、ツイ間板といつて骨と骨の間にあつてクツシヨンの役目をするもの、骨と骨をしつかり結びつけている強いひものようなじん帯、そして筋肉等からできており、これらの内の一つ或いは二つ以上に何らかの原因があつて痛みが出てくるのです。

ログラム、椅子に腰かければ二〇〇キログラムもの重みが、それぞれツイ間板に加わっています。このため「人間が二本足で生活する以上、腰痛になるのは当然であつて、仕事をしていくようがしていまいが関係ない」という人もありますが、普通に生活をしていても、腰には大きな重みがかっているのですから、仕事で重

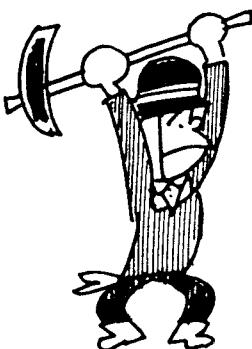
腰痛の起り方には大きく分けて二つあります。いわゆる「ぎっくり腰」というのがその内の一つで、重いものを持ち上げようとしたり、急に体

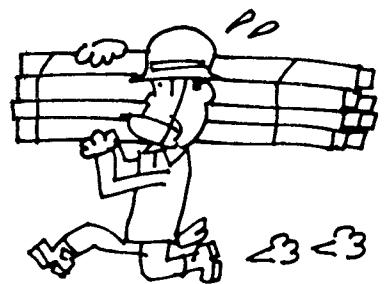
をひねつたりした時に起くるもので、災害性腰痛と言っています。高い所から落ちたり、物が当たつたりして腰を痛めるのもこの中に入りります。この場合、少しでも体を動かそうとすれば、激しい痛みが腰のつけ根あたりに起こることが多いのですが、

長くとも一週間程度安静にしていれば、随分痛みは柔らぐものです。

みが出てくるのです。

腰には普通考える以上の重量負荷
がかかるつてはいるものです。まつすぐ
立つてはいるだけで約一〇〇キログラ
ム、少し前かがみになると一五〇キ





くる型の腰痛です。非災害性腰痛とか慢性腰痛とか呼んでいます。軽い内は腰がだるいとか、仕事が終わつた頃に軽い腰痛を感じる程度の症状が、徐々に痛みの程度も強くなり、前かがみになつたり、少し重い物を持つのさえ苦痛になつたりします。

痛む場所も腰の極く限られた範囲にとどまるものや、背中から腰部（おしり）、更には足の方まで痛むものまで様々です。

腰痛を起こしやすい仕事は、誰でもが想像する農業労働、山林労働や荷役作業、運送作業だけではありません。最近ではフォークリフトやトラック、タクシー等の運転労働者、保母や看護婦、ゴルフ場のキャディー、あるいは、長時間座つたまままで

仕事をする事務労働者等にも多く腰痛が発生しています。腰痛の多発する現状は、合理化、機械化により作業密度がたかまり、単純反復労働が増えているなど、労働態様が大きく変つてきていることと深く関係があると思われます。

さて、腰痛になつて医者にかかるた場合、まことに様々な病名がつけられています。「腰痛症」「筋々膜性腰痛」「根性腰痛」「変形性腰ツイ症」「背ツイ分離症」「背ツイすべり症」「ツイ間板ヘルニア」等々。ただ、これらの病名は仕事との関係については一切明らかにしていないという決定的な問題点をもつています。ことに「ツイ間板ヘルニア」「背ツイ分離症」等の病名がつくと、それだけで仕事とは関係ないといいます。定の問題については後述）

腰痛の治療もまた、多種多様に行なわれていますが、その原則は以下の通りに考えてよいでしょう。「ぎっくり腰」等で痛めたばかりの時や痛みの特に強い時は、とにかく安静にすることが大事です。一番痛みを感じなくてすむ姿勢（横向きに寝て体を少しまめるのが一番楽でしょう）をとり、できるだけ腰に負担をかけないようにします。強い痛みがある程度おちついてくれば、腰を冷やさないようにして、入浴したり、力口を入れたりで積極的に温めよう工夫します。

そして、痛みの強くならない範囲で軽い体操をしたりするのも良い効果があります。痛みがさらに軽くなれば、腰の動きをなめらかにし、痛みが強かつた間に衰えた筋肉をもう一度強くするために体操やスポーツ（ランニングや水泳等の全身運動が最適です）で体をきたえることが大切です。痛みをとることだけにとらわれないことを銘記する必要があります。

（以下次号）